

税理士は

身近な税の専門家

あなたの頼れる

パートナーに



あなたの暮らしのそばにいる

東海税理士会



©税理士会広報キャラクター
にちぜいくん

税務の専門家集団として国民の信頼に応えます

東海税理士会は、税理士法により設立された特別法人です。税理士の義務の遵守および税理士業務の改善進歩に資するため、支部・会員に対する指導・連絡・監督に関する事務を行うことを目的としています。愛知県（名古屋市と一部の地域を除く）・静岡県・三重県の税理士、約4,400人（令和7年現在）で組織された税理士会で、日々の活動を展開しています。



申告納税制度の理念にそって適正な運営と 会員の資質向上に努めています

納税義務者の信頼に応え、社会に貢献することが税理士の職能と職責であると自覚し、会員の資質向上に努めるとともに、申告納税制度の適正かつ円滑な運営のため、様々な活動を行っています。また、国などに対して税制に関する建議を行っています。



東海税理士会は このような活動をしています

東海税理士会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、所属する31支部及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的として、日々活発な活動を行っています。

- ▶ 会員の指導、連絡および監督
- ▶ 税務行政その他租税に関する制度について調査研究を行うこと
- ▶ 会員の業務の改善進歩に関して調査研究を行うこと
- ▶ 税理士に関する制度および税理士の業務に関する広報活動を行うこと
- ▶ 会報を発行すること
- ▶ 日本税理士会連合会が行う税理士の登録に関する事務を行うこと
- ▶ 会員の研修に関し必要な施策を行うこと
- ▶ 小規模納税者に対する税理士の業務に関し必要な施策を行うこと
- ▶ 租税に関する法律や税理士制度、税務行政について、国や自治体に建議し、またはその諮問に答申すること
- ▶ 小学生・中学生・高校生などへの租税教育活動や大学での租税講座を行うこと
- ▶ 一般納税者への無料税務相談や成年後見制度などの公益的活動を行うこと

税理士は このような活動をしています

税理士は、独立した公正な立場で、税金についての相談に応じ、税務書類を作成し、納税者のために責任をもって税務の代理をします。平成13年の税理士法改正により、税務訴訟において納税者を援助するため、補佐人として陳述することができるようになりました。また、平成18年の会社法施行により、会計参与として、会社の取締役と共同して計算関係書類を作成できるようになり、計算関係書類に対する信頼性の向上に寄与することができるようになりました。



01 税務代理・税務書類の作成

確定申告・青色申告の承認申請、不服申立て、税務調査の立会い、その他税務について代理します。また、確定申告書その他、税務署などに提出する書類を納税者に代わって作成します。

02 税務相談

税金のことで困ったとき、わからない時など相談に応じます。

03 会計業務

税理士業務に付随して財務諸表の作成、会計帳簿の記帳代行、その他財務に関する業務を行います。

04 中小企業支援など

経営指導をはじめ、企業から要請される事柄についての相談に応じ、事業の発展をお手伝いします。

05 公益的業務

地方公共団体の外部監査制度や成年後見制度及び登録政治資金監査人制度などの担い手として、社会に貢献します。

06 補佐人制度

税務訴訟において、補佐人として弁護士である訴訟代理人とともに裁判所に出席し、陳述します。

07 会計参与

会社の取締役と共同して計算書類などを作成します。会計参与制度を導入することにより、会社の計算書の正確性及び信頼性が向上します。

こんな時は税理士にご相談ください



事業を始めたい・
会社を設立したい



帳簿の付け方が
分からない



不動産を
買い換えたい



マイホームを
手に入れた



子どもに
住宅資金を
出してやりたい



親族が
亡くなったが、
相続税は？



離婚で
財産分与をするが、
税金は掛かるの？



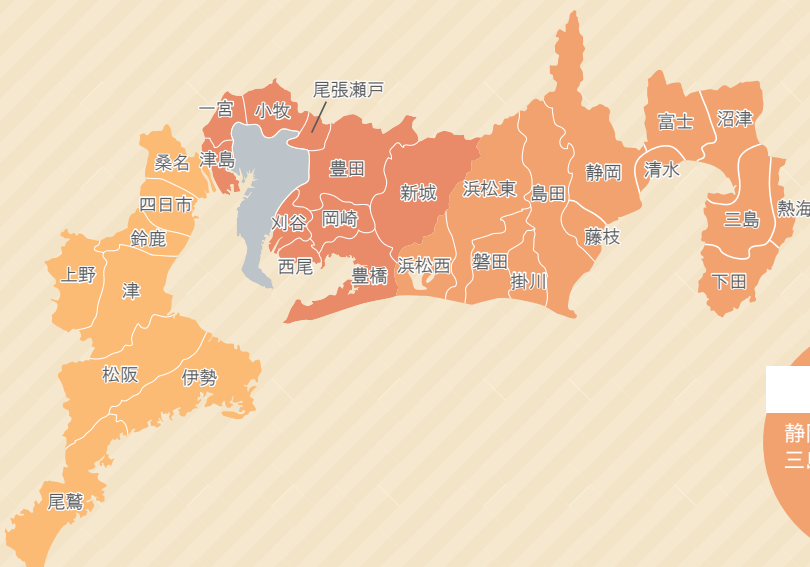
今まで自分で
確定申告をしてきたが、
どうも難しい

私たち税理士があなたのお役に立ちます。どうぞお気軽にご相談ください。

東海税理士会 支部一覽

令和7年7月1日現在

	支 部	〒	住 所	電 話
愛知県 	小 牧	485-0041	小牧市小牧三丁目555番地 ラピオ2階	0568-72-9712
	尾張瀬戸	489-0808	瀬戸市見付町38-2 瀬戸商工会議所内	0561-88-0755
	一 宮	491-0858	一宮市栄4-5-16 一宮税理士会館内	0586-71-7657
	津 島	496-0044	津島市立込町4-144 津島商工会議所会館2階	0567-23-0455
	刈 谷	446-0032	安城市御幸本町15-1 碧海信用金庫本部3階	0566-77-3636
	西 尾	445-0071	西尾市熊味町南十五夜1番地3 (西尾信用金庫相談プラザ東)	0563-54-2511
	岡 崎	444-0035	岡崎市菅生町字元菅41 岡崎信用金庫本店2階	0564-25-6622
	豊 田	471-0034	豊田市小坂本町1丁目25番地 豊田商工会議所会館内	0565-33-2100
	豊 橋	440-0075	豊橋市花田町字石塚42-1 豊橋商工会議所内	0532-55-0266
	新 城	※東海税理士会事務局へお問い合わせください		
静岡県 	静 岡	420-0853	静岡市葵区追手町10-202 新中町ビル2階	054-253-7080
	清 水	424-0815	静岡市清水区江尻東一丁目4-1 庄司ビル2階203号	054-367-2862
	下 田	※東海税理士会事務局へお問い合わせください		052-581-7508
	沼 津	410-0046	沼津市米山町6番5号 沼津商工会議所会館4階	055-924-9900
	三 島	411-0036	三島市一番町7-19 高野ビル4F	055-972-1668
	熱 海	414-0018	伊東市寿町7-6	0557-32-3655
	富 士	416-0917	富士市元町16-16 望善ビル2階	0545-64-9513
	藤 枝	425-0026	焼津市焼津4-15-24 焼津商工会議所会館2階	054-628-2250
	島 田	427-0029	島田市日之出町4-1 島田商工会議所会館3階	0547-37-6575
	磐 田	438-0078	磐田市中泉1232-11	0538-33-9388
	掛 川	436-0079	掛川市掛川551-2 掛川商工会議所2階	0537-28-8032
	浜松西	430-0929	浜松市中央区中央1丁目13-25 Wisteria E-one 201	053-453-1621
	浜松東	430-0926	浜松市中央区砂山町1179番地 中央砂山ビル2階	053-413-5475
	三重県 	津	514-0006	津市広明町121
桑 名		511-0078	桑名市桑栄町1-1 サンファーレ南館2階	0594-24-6770
鈴 鹿		513-0802	鈴鹿市飯野寺家町816 鈴鹿商工会議所3階	059-382-7715
四日市		510-0065	四日市市中浜田町3-28 大進ビル2階5号	059-351-8811
松 阪		515-0014	松阪市若葉町161-2 松阪商工会議所内2階	0598-50-2357
伊 勢		516-0037	伊勢市岩淵1-7-17 伊勢商工会議所4階	0596-27-0723
上 野		518-0873	伊賀市上野丸之内500(ハイトピア伊賀)	0595-51-0932
尾 鷲		※東海税理士会事務局へお問い合わせください		052-581-7508



愛知県

小牧, 尾張瀬戸, 一宮, 津島, 刈谷, 西尾, 岡崎, 豊田, 豊橋, 新城

静岡県

静岡, 清水, 下田, 沼津, 三島, 熱海, 富士, 藤枝, 島田, 磐田, 掛川, 浜松西, 浜松東

三重県

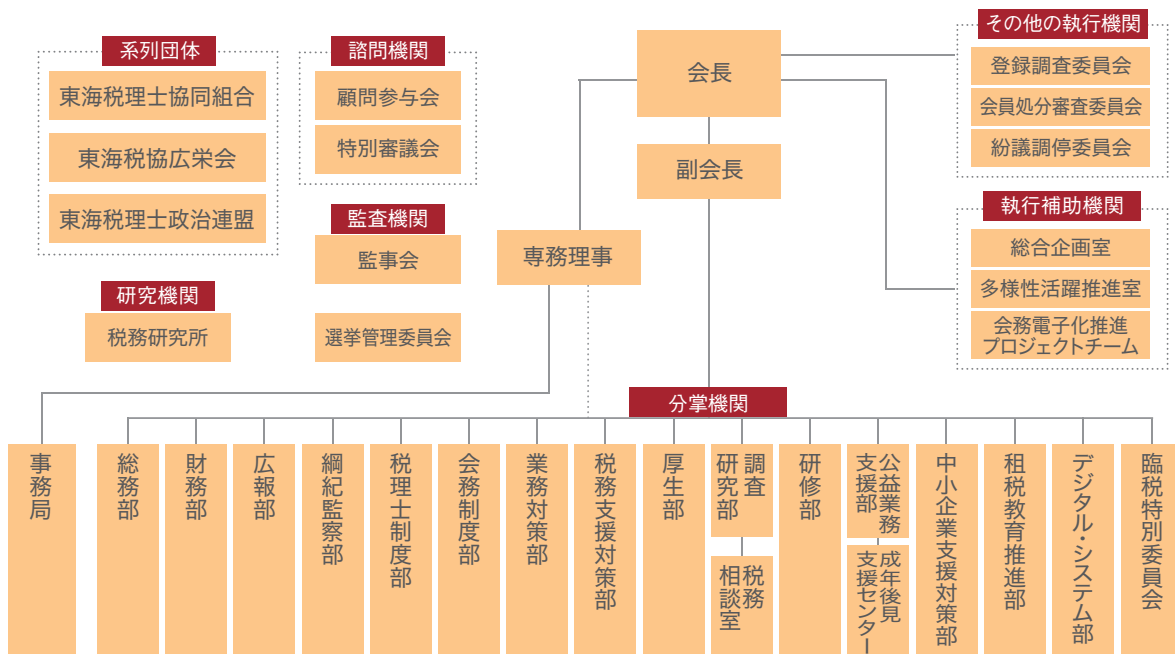
津, 桑名, 鈴鹿, 四日市, 松阪, 伊勢, 上野, 尾鷲

税理士制度・東海税理士会の沿革

- 昭和17年 ● 税務代理士法案は、政府案として第79回国議会貴族院本会議に上程され、2月23日法律第46号をもって公布されました。
名古屋地方税務代理士会の設立総会が開かれ9月28日設立認可されました。発足当初会員数は125名だったそうです。なお当時の区域は、愛知県（名古屋市を除く）、静岡県、岐阜県、長野県、新潟県でした。
- 昭和18年 ● 新潟・長野の会員は新潟財務局の新設に伴い、北陸税務代理士会に移籍しました。
- 昭和22年 ● 新潟財務局と北陸税務代理士会が廃止となり、北陸税務代理士会所属の会員の内、富山・石川両県が名古屋地方税務代理士会の区域に編入されました。
- 昭和24年 ● 大蔵省設置法の制定により名古屋国税局が設置されたことに伴い、愛知県、静岡県、三重県及び岐阜県が当会の区域となりました。
- 昭和26年 ● **社団法人東海税理士会の設立**
昭和26年5月28日、衆議院本会議において税理士法案が可決され、7月15日施行されたことに伴い、7月24日臨時総会を開催し、社団法人東海税理士会に改組することとし、10月2日に認可されました。
- 昭和31年 ● **特別法人東海税理士会の設立**
昭和31年の税理士法の大改正に伴い、昭和31年10月8日東海税理士会の設立認可が提出され、昭和31年10月15日認可されました。それに伴い、社団法人東海税理士会は昭和31年11月26日解散し、昭和32年9月12日に清算終了しました。
- 昭和43年 ● **東海税理士会共済会の設立**
会員の相互扶助の精神に基づき、各々の福祉の増進を図ることを目的として設立されました。
- 昭和44年 ● **税理士記念日（2月23日）の発足**
日税連では税理士記念日及び総奉仕の日の実施について審議し、税理士記念日は税務代理士法制定の日（2月23日）と決めました。これにより、毎年2月23日には「税に関する無料相談所」を開設することとなりました。
- 昭和49年 ● **協同組合の設立**
昭和49年6月25日東海税理士協同組合の設立総会が開催され、7月26日認可がおりました。
- 昭和55年 ● **東海・名古屋両税理士会の地域区分**
昭和55年10月改正税理士法の施行に伴い、東海税理士会と名古屋税理士会の地域区分が定められました。
- 平成4年 ● **税理士制度50周年記念式典開催**
税理士制度50周年記念式典が、名古屋都ホテルにて開催されました。また、これを記念して「東海税理士会史」が編纂されました。
- 平成13年 ● **税理士法改正**
税理士法人制度の開始、補助税理士登録の義務化、研修の受講を努力義務化などの改正がありました。
- 平成19年 ● **東海税理士会共済会の解散**
「保険業法等の一部を改正する法律」（平成18年4月1日施行）において、保険業法の規制対象となることを受け、東海税理士会共済会臨時総会において解散が決議されました。
- 平成26年 ● **税理士法改正**
「補助税理士」の名称が「所属税理士」へと変更、「租税教育」を税理士会の会則の絶対的記載事項とするなどの改正がありました。
- 令和4年 ● **税理士法改正**
税理士の業務のICT化推進の明確化、税理士受験資格要件の緩和などの改正がありました。

東海税理士会 執行組織図

令和7年6月26日現在



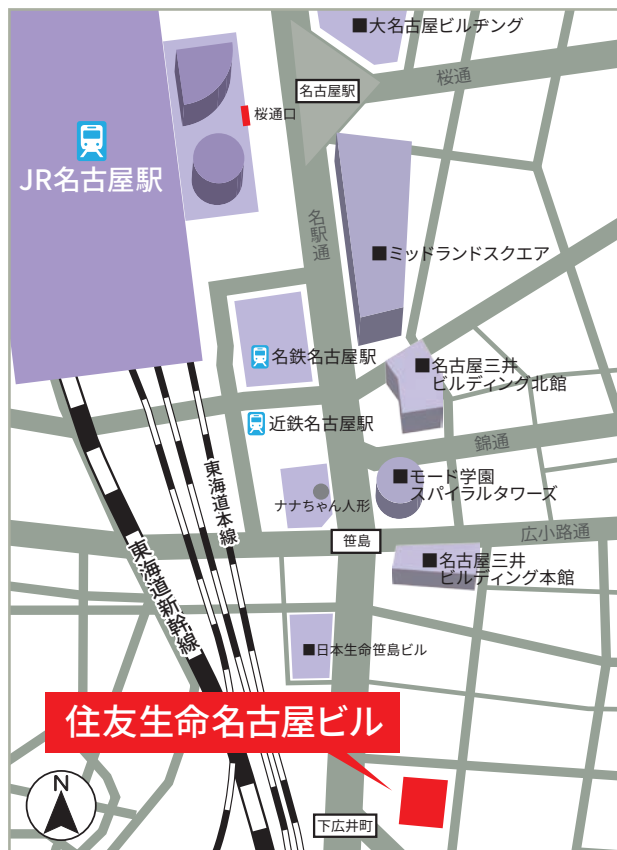
東海税理士会

〒450-0003

愛知県名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル22F

TEL : 052-581-7508 FAX : 052-561-2866

<https://www.tokaizei.or.jp/>



日本税理士会連合会

税理士情報検索サイト
(<https://www.zeirishikensaku.jp/>)



税理士バッジの由来



昭和31年の税理士法改正に伴い、新たに特別法人たる日本税理士会連合会が設立されたのを機に統一マークを制定しました。
バッジの意匠は外側の円が日本の「日」を示し、「日」とともにどこまでも進行（隆昌）することを意味しています。中の桜は、日本の国花であり、当時の大蔵省のシンボルとして使われていたものを使用しております。